

水防計画

【目 次】

1.	目的.....	1
2.	用語の定義.....	1
3.	水防の責任者.....	3
4.	水防計画の作成および変更.....	3
5.	津波における留意事項.....	3
6.	水防組織.....	4
7.	水防本部の設置.....	5
8.	重要水防箇所等.....	5
9.	水防警報.....	6
10.	水位情報.....	8
11.	注意報発令と雨量・水位及び潮位の通報.....	9
12.	警報発令と出動、警戒水防作業.....	10
13.	避難のための立ち退き.....	13
14.	費用負担と公用負担.....	13
15.	水防解除.....	14
16.	水防報告と水防記録.....	15
17.	水防施設及び水防器具、資材.....	17
18.	輸送の確保.....	17
19.	水防訓練.....	17
20.	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成.....	18
21.	ダム等管理計画.....	18

1. 目的

この計画は、日置市における防災計画の一つとして、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 33 条第 1 項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要事項を規定し、もって市域の河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める薄い出水のこと。以下同じ）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2. 用語の定義

項目	定義
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合もしくは水害予防組合をいう。 市は水防の責任を有する。
指定水防管理団体	水防法上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第 4 条）。日置市も指定されている。
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。本計画では市長をいう。
消防機関	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。
消防機関の長	消防本部を有する市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。本計画では消防長をいう。
水防団	法第 6 条に規定する水防団をいう。
量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）。
洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。本市では該当がない。
水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。県知事が指定する水防警報河川として、本市においては神之川が指定されている。
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別

	警戒水位) に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第 13 条)。県知事が指定する水位周知河川として、本市においては神之川が指定されている。
水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。
水防団待機水位 (通報水位)	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第 12 条第 1 項に規定される通報水位)をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない
氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
氾濫発生水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位(堤防天端高(又は背後地盤高))をいう。市町村長が緊急安全確保措置の指示の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。
内水氾濫危険水位	法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。
洪水特別警戒水位	法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

雨水出水特別警戒水位	法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
高潮特別警戒水位	法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

3. 水防の責任者

主体	責任
日置市（法第 3 条）	市域における水防組織の改善強化、計画的な施設の整備を促進し、水防体制の強化、水防能力の確保を図らなければならない。
放送局、N T T 西日本株式会社鹿児島支店、その他通信報道機関（法第 27 条）	水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう、協力しなければならない。
住民	常に気象状況、水防状況に注意し、水防管理者（市長）、消防機関の長（消防長）から水防活動のため協力を求められた場合は、直ちに従事しなければならない。

4. 水防計画の作成および変更

市は毎年、都道府県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更する時は、あらかじめ日置市防災会議に諮るとともに、鹿児島県知事に届け出るものとする。

5. 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のう

ちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

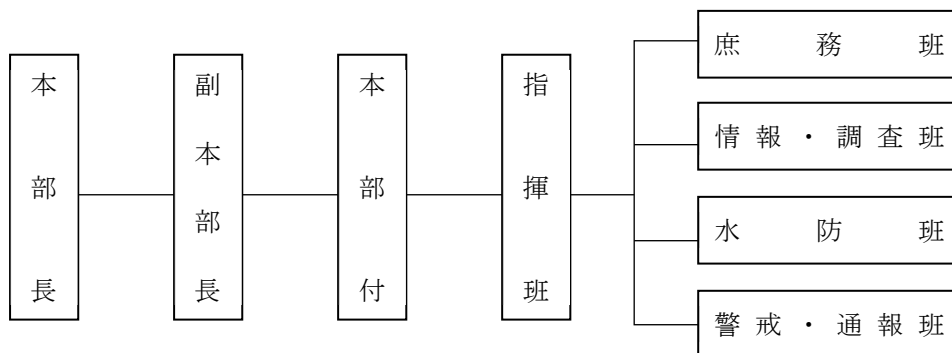
従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

6. 水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、市域に洪水、内水、津波又は高潮（以下、「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから水害等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市役所に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

ただし、市災害対策本部が設置されたときは、同本部の産業建設対策部として水防業務の遂行に努めるものとする。

組織系統



6-1. 業務分掌

(1) 水防本部の業務分掌

- ア 本部長・・・・・・・・・・市長
- イ 副本部長・・・・・・・・・・副市長
- ウ 本部付・・・・・・・・・・総務企画部長、産業建設部長、各支所長、消防長
- エ 各班

班名	班長	班員	主要事務
指揮班	産業建設部長 総務企画部長	建設課員 農林水産課員	水防業務全体にわたる指揮及び緊急対策 各班の連絡調整

庶務班	総務課長	総務課員	災害情報の整備 気象情報調査、記録及び通報
情報・調査班	建設課長 農林水産課長 上下水道課長	建設課員 農林水産課員 上下水道課員	水防関係、災害の速報 災害状況の記録、報告、応急措置
水防班	各課 技術係長	建設課員 上下水道課員 農林水産課員	水防資材の整備 水防工事の指導、災害応急措置
警戒・通報班	消防長 消防団長	消防対策部員	危険予想箇所の警戒、広報、現地 警戒、応急措置

(2) 現地警戒

市内の河川、海岸で水防の警戒、情報の収集、災害の応急措置の警戒防御等の水防活動は、市消防団をもってこれに充てるものとする。

災害対策本部が設置されるに至ったときは、消防対策部の指示を受け、現地情報・調査班と密接な連絡をとるものとする。

6-2. 情報の収集・伝達

気象予・警報等の伝達及び災害情報等の収集報告の系統は、「日置市地域防災計画 第3部 第2章 第1節 気象警報等の収集・伝達 及び第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に準じる。

7. 水防本部の設置

水防管理者は、気象、洪水、高潮、津波に関する注意報又は警報が発せられた場合及び降雨の状況等により災害の発生が予想され、その対策を要すると認められたときは、水防本部を設置する。

水防本部員は、気象等の状況により水防本部の設置が見込まれる場合又は水防本部が設置された場合は、勤務時間外においても常にその所在を明らかにし、適時水防本部又は班長と連絡を取らなければならない。

8. 重要水防箇所等

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

市内に国管理河川はなく、県管理河川の設定箇所は【地域防災計画資料編（以下、資料編とする）9】のとおりである。

9. 水防警報

(1) 水防警報の種類

種類	内容
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する旨を警告し、又は水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・亀裂等の河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、上記に準じ次のとおりとする。

待機	地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、水防団待機水位・ 氾濫 注意水位等にとらわれず、現地状況により判断し、水防警報を発令する。
準備	
出勤	
解除	

9-2. 知事が水防警報を行う河川名及びその区域

河川名	区域	
神之川	幹川	日置市伊集院町郡 梅乃前橋から海に至る
	支川・長松川	日置市伊集院町清藤 清藤橋から神之川合流点まで
	支川・下谷口川	日置市伊集院町下谷口 吾田橋から神之川合流点まで

9-3. 水防警報発令者

河川名	発令者
神之川 長松川 下谷口川	鹿児島地域振興局長

9-4. 水防警報の対象とする水位観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	氾濫 危険水位	観測所地点 の現堤防高	摘要
神之川 長松川 下谷口川	荒瀬橋	日置市 伊集院町 徳重	m 2.26	m 2.75	m 3.34	m 4.70	T.P 表示

(T.P表示：東京湾平均海面を基準とする標高)

9-5. 対象量水標の水防警報の範囲

河川名	観測所名	待機	準備	出動	解除	摘要
神之川 長松川 下谷口川	荒瀬橋	水防団待機水位 (2.26m) に達 し、氾濫注意水 位 (2.75m) に達 すると思われる とき	水防団待機水位 (2.26m) を超 え、氾濫注意水 位 (2.75m) を突 破すると思われ るとき	氾濫注意水位 (2.75m) に達 し、上昇の見込 みがあるとき	氾濫注意水位以 下に下がって再 び増水のおそれ がないと思われ るとき	T.P 表示

(T.P表示：東京湾平均海面を基準とする標高)

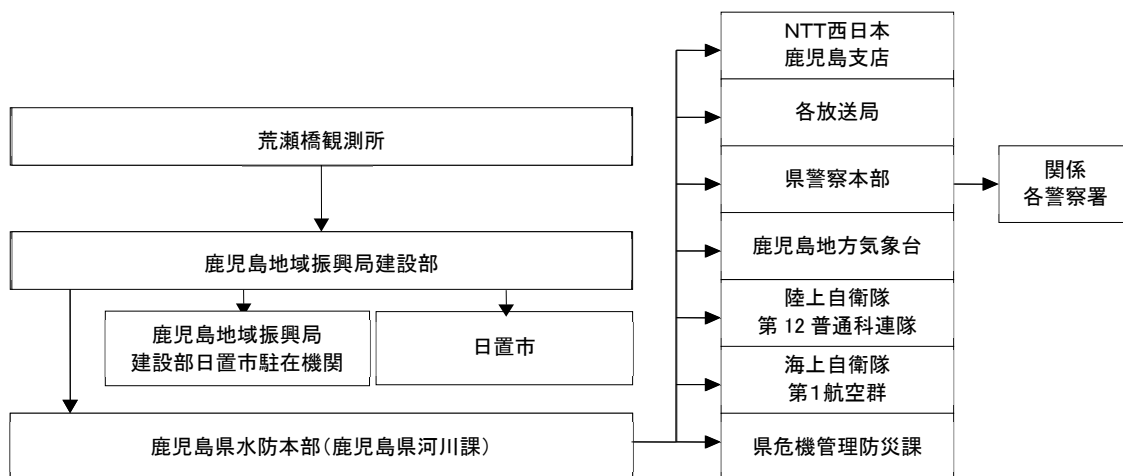
9-6. 水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲

河川名	観測所名	発令担当者	連絡方法	水防管理団体 (水防管理者名)
神之川 長松川 下谷口川	荒瀬橋	鹿児島地域振興局長	電話又はFAX	日置市 (日置市長)

9-7. 水防警報の通知

- ア 鹿児島地域振興局長は、水防警報を発令したときは、直ちにその旨を県水防本部へ通報するとともに、水防管理者その他水防に関係のある機関へ通知するものとする。
- イ 水防警報の通報を受けた県水防本部は、その旨を関係機関へ通報するものとする。
- ウ 水防警報の通知を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに、水防団、消防機関を待機させ、又は必要に応じて出動その他の措置をとらせるものとする。
- エ 水防警報の連絡系統図は、次のとおりとする。

◆神之川水系水防警報連絡系統図



9-8. 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の通知においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭におくものとする。

なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

10. 水位情報

10-1. 知事が水位情報の周知を行う河川名及びその区域

河川名	区 域	
神之川	幹川	日置市伊集院町郡 梅乃前橋から海に至る
	支川・長松川	日置市伊集院町清藤 清藤橋から神之川合流点まで
	支川・下谷口川	日置市伊集院町下谷口 吾田橋から神之川合流点まで

10-2. 水位情報の通知者及び関係する水防管理団体

河川名	発令者	水防管理団体（水防管理者名）
神之川 長松川 下谷口川	鹿児島地域振興局長	日置市（日置市長）

10-3. 水位情報周知河川の避難判断水位（法第13条に規定する特別警戒水位）

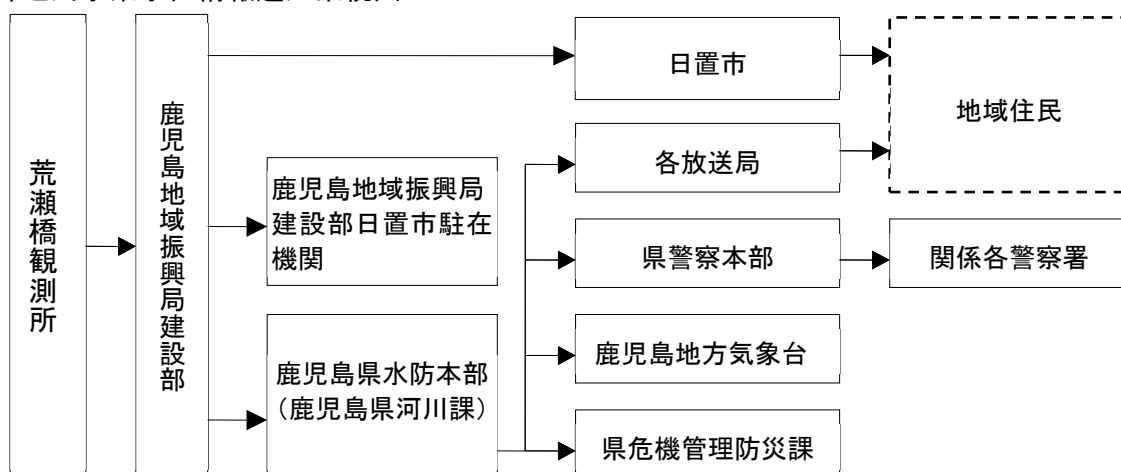
河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	摘要
神之川 長松川 下谷口川	荒瀬橋	日置市 伊集院町 徳重	m 2.26	m 2.75	m 2.91	m 3.34	T.P表示

(T.P表示：東京湾平均海面を基準とする標高)

10-4. 水位情報の通知

- ア 鹿児島地域振興局長は、荒瀬橋観測所の水位が避難判断水位に達したときは、直ちにその旨を県水防本部及び水防管理者に連絡する。
- イ 水防情報の通知を受けた県水防本部は、その情報を関係機関へ通報するものとする。
- ウ 水位情報の通知を受けた水防管理者は、必要に応じて地域住民の避難その他の措置をとらせるものとする。
- エ 水防情報の連絡系統図は、次のとおりとする。

◆神之川水系水位情報通知系統図



11. 注意報発令と雨量・水位及び潮位の通報

11-1. 注意報の発令

水防管理者は、洪水、高潮又は津波のおそれのある通報を受けたとき、又は自らその必要を認めた場合は、直ちに水防活動態勢に入るとともに、消防機関及び水防関係機関等に対し、水防活動に必要な対策を指示するものとする。

11-2. 雨量等の観測通報

水防本部は、気象状況により相当の降雨が予想されるときは、必要に応じ市内の雨量観測の管理者に報告を求めるとともに、水防関係者及び関係消防機関に通報し、緊密な連絡をと

らなければならない。

- ア 市は市内の雨量観測所を把握しておく。【資料編 5 参照】
- イ 各観測者は、次の場合は水防本部に報告しなければならない。
 - (ア) 特に本部から指示されたとき。
 - (イ) 最大24時間雨量80mm以上又は1時間雨量30mm以上を観測したとき。
 - (ウ) 1日の総雨量が100mmを超え、引き続き豪雨が予想される時は、1時間ごと。
 - (エ) 雨が止んだときは、降り始めてからの総雨量

11-3. 水位の観測通報

- ア 市は市内の水位観測所を把握しておく。【資料編 5 参照】
- イ 量水標管理者又は水防本部員は、自らの判断で出水（溢水）のおそれがあることを知った場合又は水防警報により出水等の通知があった場合には、水位の変動を監視し、水防団待機水位に達したときから直ちに次の要領により水防管理者又は本部長に報告しなければならない。
 - ア) 水防団待機水位に達したときから、この水位を下るまでの間（1時間ごと）
 - イ) 氾濫注意水位に達したとき
 - ウ) 氾濫危険水位に達したとき
 - エ) 氾濫注意水位を下ったとき
 - オ) 水防団待機水位を下ったとき
- ウ 水防管理者又は水防本部長は、イの報告を受けたときは、県地域振興局建設部並びに関係機関に報告（通報）しなければならない。

11-4. 潮位の観測通報

水防管理者は自らの判断により高潮のおそれが予想される時、又は高潮の危険が予想される旨の気象通報があったときは、風向、風速及び潮位を観測し、次の事項について県地域振興局建設部に通報しなければならない。

- ア 風向及び風速概要
- イ 潮位その他参考となるべき事項
- ウ 異常潮位（平常その時間の推定水位と観測水位との差）

12. 警報発令と出動、警戒水防作業

12-1. 本部における措置

本部長があらかじめ指定した本部員は、常に気象状況の変化に注意し、洪水又は高潮のおそれがある警報が発令されたとき、その他非常事態の発生が予測される時は、別命を待たず勤務時間中は待機し、勤務時間外は直ちに本部に参集し本部長の指揮を受け、円滑な水防活動の完遂に努めるものとする。

12-2. 消防機関における措置

消防長は、気象警報が発せられ、雨量、水位、潮位、風速等により洪水又は高潮のおそれがあると認めるときは、その状況を水防管理者に急報するとともに消防団を危険区域に派遣して巡視させ、必要に応じ現地警戒・調査班の指導に当たらせるとともに、水防本部に報告しなければならない。

12-3. 警戒の段階と範囲

警戒の段階と範囲は次によるものとする。

段階	内容
待機	消防団員等を水防に出動できるよう待機させるもの
準備	水防防災関係機関の出動を行い、水防資材、器材等の整備点検等をなし、水門等の開閉の準備を行うもの
出動	消防団員等の水防活動のための出動を通知するもの
解除	水防活動の終了又はその必要がなくなったことを通知するもの

12-4. 出動

(1) 出動準備

水防本部長は、次の場合消防機関等に対し、出動準備させる。

- ア 河川等の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき。
- イ 気象状況等から高潮、高波の危険が予知されるとき。

(2) 出動

水防本部長は、次の場合消防機関をしてあらかじめ定められた計画に従い出動せしめ、警戒配置につかせるものとし、県地域振興局建設部へ報告するものとする。

- ア 河川等の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予想されるとき。
- イ 堤防等に異常を発見したとき。
- ウ 気象状況、風速等により高潮、高波の危険が予知されるとき。

12-5. 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防本部長又は消防長は、常時巡視員を設け、随時区域を指定し、区域内の河川、海岸、堤防等を巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは当該河川海岸、堤防等の関係者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防本部長は、出動命令を発したときから水防区域の警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防や護岸を巡視し、次の状態に注意し、異常を発見

した場合は直ちに水防活動を開始するとともに、県地域振興局建設部に報告しなければならない。

- ア 堤防の漏水、ひび及び崩れ
- イ 堤防の溢水状況
- ウ 天端のひび又は沈下
- エ 樋門の両袖又は底部からの漏水
- オ 橋梁その他の工作物と堤防との取付部分の異常

(3) 警戒区域の設定

水防上の緊急の必要がある場合は、消防団長、消防団員又は現地水防班長は、水防関係者以外の者に対して、その区域へ立入りを禁止し、若しくは制限し又はその区域から退去を命じ、或いはその区域内の居住者又は水防現場にある者をして水防に従事させることができる。

12-6. 水門管理者の任務

水門管理者は、県地域振興局建設部又は水防管理者から注意報、警報等の通報を受けたとき、直ちに工作物を点検し、水位の変動を監視して必要な措置を講ずるとともに、県地域振興局建設部及び水防管理者に報告しなければならない。

12-7. 非常事態の発生と水防作業

(1) 非常事態の発生

堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防本部長は直ちにその旨を県地域振興局建設部並びに災害のおそれのある地域の水防に関係のある者に通報しなければならない。

(2) 応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防本部長は他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対し応援を求めることができる。また、応援を求められた者はできる限りその求めに応じなければならない。応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

(3) 自衛隊等の派遣

非常事態が発生した場合、その災害の規模、範囲等からして、人命その他重大な被害が予想されるときは、日置警察署長に対し警察官の出動及び県知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

(4) 水防工法

工法を選ぶに当たっては、堤防の形態、材料、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効で、しかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工するものとする。工法は、その選定を誤らなければ一種類の工法を施工するだけで成果を上げる場合が多いが、時には数種の工法を併

用してはじめてその目的を達成することから当初施工の工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い、極力水害の防止に努めなければならない。

13. 避難のための立ち退き

洪水、高潮又は津波等により危険が切迫していると認められるときは、法第 29 条の規定に基づき本部長は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のために立ち退くこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。

なお、立ち退きを指示したときは、速やかに日置警察署長にその旨を報告しなければならない。

また、本部長は、日置警察署長とあらかじめ立ち退き先、経路等について協議し、必要な措置を講じておくものとする。

14. 費用負担と公用負担

14-1. 費用負担

水防に要する費用は、法第 41 条の規定により、市が負担するものとする。ただし、応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって決める。

14-2. 公用負担

(1) 公用負担権限

法第 28 条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他資材の使用及び収用
- ウ 車両その他運搬具又は器具の使用
- エ 工作物その他障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

法第 28 条の規定によって公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要がある場合にはこれを提示しなければならない。

第 号 公用負担権限委任証明書 年齢 氏名 上記の者に〇〇の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。 年 月 日 水防管理者（消防機関の長） 氏名 印
--

(3) 公用負担証票

法第 28 条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準すべきものに渡さなければならない。

第 号 公用負担証票				
物件	数量	負担内容（使用収用処分等）	期間	摘要
<div style="text-align: right; padding-right: 20px;"> 年 月 日 水防管理者氏名 印 （消防機関の長） 事務取扱者氏名 印 殿 </div>				

14-3. 損失補償

前記権限行使によって損失を受けた者に対し、当該水防管理団体は、時価により、その損失を補償しなければならない。

15. 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、警戒の必要がなくなったとき、又は高潮、津波のおそれなくなったときは、関係水防機関と協議し、管理区域の水防活動態勢を解除し、一般住民に周知させるとともに県地域振興局建設部にその旨を報告する。

16. 水防報告と水防記録

16-1. 水防報告

水防管理者は、水防が終結したときは、速やかに次の事項をとりまとめ、県地域振興局建設部に報告しなければならない。【資料編9参照】

- ア 天候の状況
- イ 出水の状況
- ウ 水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- エ 堤防その他施設等の異常の有無
- オ 水防作業の状況
- カ 使用資材の種類及び員数並びに消耗量及び回収量
- キ 法第28条の規定による公用負担の種類及び数量
- ク 応援の状況
- ケ 一般住民の出動状況
- コ 警察の援助状況
- サ 現地指導員の職氏名
- シ 避難のための立退き状況
- ス 水防関係者の死傷
- セ 殊勲者及びその功績
- ソ 後の水防上考慮すべき点、その他水防管理者の所見

16-2. 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管しなければならない。

- ア 出動準備、出動命令及び水防活動解除の時刻
- イ 出動水防作業員の数
- ウ 堤防その他の施設等の種類、延長及びこれに対する処置工法とその効果
- エ 使用資材及び数量
- オ 破損した器具、資材名及び数量
- カ 警戒中の水位
- キ 法第17条の規定により従事させた者の住所、氏名及び理由
- ク 収用又は購入の器具・資材名、その数量及びその事由並びにその理由
- ケ 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者並びにその理由
- コ 水防作業中負傷し、疾病となり又は死亡した者の氏名及びその手当状況
- サ 避難のための立退きを指示した理由
- シ 支出費帳簿
- ス その他記録を必要とする理由

16-3. 水防信号

水防信号は、次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの

第2信号 消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

◆信号の方法

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止○休止○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○——
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○——
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○—— 休止 ○—— 休止
第4信号	乱打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○—— 休止 ○—— 休止
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があるときは、警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。 3 危険は去ったときは、広報車等により周知させる。	

16-4. 身分証票

法第49条第2項の規定に基づく日置市水防職員の身分証票は、次のとおりとする。

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">水防職員の証</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">日置市</p>	<p>心 得</p> <p>1 本証は水防法第49条第2項による立入証である。</p> <p>2 記名以外の者の使用を禁ず。</p> <p>3 本証の身分を失ったときは、直ちに本証を返納すること。</p> <p>4 本証の身分に異動があったときは、速やかに訂正を受けること。</p>
---	---

17. 水防施設及び水防器具、資材

17-1. 水防倉庫等

水防活動に必要な器具、資材を常に準備しておくための水防倉庫等を整備するものとする。

17-2. 水防器具、資材の保管

ア 水防器具、資材は、最小限度の数量をもって最大の効果をあげるように、常に留意し、使用方法の適確を期するとともに、水防に必要な場合に支障のないよう水防以外の目的に使用してはならない。

イ 庶務班長は、毎年5月中に格納資材の保管状況を点検し、不良器具、資材の整備を図り、常に数量を把握していなければならない。

17-3. 水防器具資材の確保

水防管理者は、災害時における水防資材の確保を図るため、平常時において民間業者等の手持ち器具、資材を調査し、その調達方法を定めておくものとする。

17-4. 水防倉庫及び資機材の数量

水防倉庫及び備蓄資機材は【資料編9】のとおりである。

18. 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市町村内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成するよう努める。

19. 水防訓練

水防作業は暴風雨の最中、しかも夜間に行うような場合があるので、次のような事項について、平素から十分訓練を実施しておくことが必要である。

- ア 観測
- イ 通信
- ウ 動員
- エ 輸送
- オ 工法
- カ 水門等の操作
- キ 避難、誘導、救護

20. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成

法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。

21. ダム等管理計画

この計画は、洪水時におけるダム樋門等の操作及びダム施設の保全地域住民の安全を図るための必要な措置に関する計画である。

21-1. 市域における防災管理を必要とするダムの現況

河川法第 47 条の規定に基づきダムの操作規程を定め、防災管理を必要とするダムの現況は次のとおりである。

名称	所在地	管理者	ダム形式	貯水量 (m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)
永吉ダム	吹上町永吉	日置市	ロックフィルダム	996,000	37.0	148.0

21-2. 操作

ダムの管理者は、鹿児島地方気象台、県水防本部及び県地域振興局建設部から注意報又は警報の通報を受けたときは、直ちに洪水警戒体制をとるとともに、水防管理者及び関係機関と連絡を密にしながら操作規程に定めるところによって操作しなければならない。

21-3. 観測と通報

ダムの管理者は、ダムの水位、流量を観測するとともに、洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合は、観測の結果及びダムの操作状況を県地域振興局建設部へ通報しなければならない。【資料編 5 参照】

21-4. 洪水調節の指示

河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認めるときは、災害発生防止のためダム管理者に対し、予備放流を命ずる等必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(1) 永吉ダム

管理者は、ダム流入量が毎秒 35m³ に達した後は、次表に定める関係機関と密接な連絡をとり、観測地点（各水位局）の河川流量、水位に注意し、これを氾濫危険水位以下に保つよう洪

水調整を行う。

ア 洪水

ダムへの流入量が、毎秒 35m³ 以上の出水をいう。

イ ダムの利用

洪水調節は、原則として標高 115.8m から標高 128.2m までを利用して行う。

名称	担当機関の名称	通知の方法
鹿児島県知事	県地域振興局農林水産部	電話、無線
鹿児島県知事	県地域振興局建設部	電話
日置市長	日置市産業建設部農林水産課	電話
日置市消防長	日置市消防本部	電話
日置警察署長	日置警察署	電話
吹上町土地改良区理事長	日置市吹上町土地改良区	電話

21-5. 流域住民への広報

必要に応じて、下流地域に設置してある放送施設等を利用し、広報するものとする。【資料編 6 参照】

サイレン信号			
約 1 分	約 1 分	約 1 分	約 1 分
○ —約 10 秒—	○ —約 10 秒—	○ —約 10 秒—	○
休止	休止	休止	

※ 各警報所のサイレンは放流開始の約 30 分前及び放流直前に吹鳴する。

※ 放流開始及び終了は放送によって伝達する。